

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月3日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第 1 2 号

八幡浜市保内町宮内地区内において発生した衝突事故に係る相手方との
和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項
の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 1 月 1 1 日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 和解の相手方

松山市

2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 令和 6 年 9 月 9 日午前 7 時 4 0 分ごろ、八幡浜市保内町宮内両家 6 番耕地
1 0 番地先路上（国道 3 7 8 号上）において、磯崎地区方面へ向かう上り車
線右側道路外から同車線本線へ進入していた公用乗合自動車と、磯崎地区方
面から宮内地区方面へ直進中であつた相手方軽貨物自動車が接触し、同車両
に損害を与えた。

このため、過失割合を相手方が 1 割、市が 9 割とし、相手方は公用乗合自
動車の損害額の 1 割を市に、市は相手方軽貨物自動車の損害額の 9 割を相手
方に、それぞれ支払う。

- (2) 双方とも、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求
は行わない。

- (3) 損害賠償の額 1 2 9, 6 0 0 円

